

阿見町第6次総合計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 実施期間 平成25年10月18日(金)から11月1日(金)まで
2. 提出のあった件数 45件(提出者数 10名(持参:3, メール:6, 郵送:1))  
※意見の要旨を踏まえ、町が分割・整理した数を件数としています。
3. 意見の概要とこれに対する町の考え方  
※意見のあった事項については、いただいた意見の要旨を踏まえ、町が分類したものととなります。  
※意見の概要については、いただいた意見を基に町が要約したものととなります。

意見のあった事項	意見の概要	意見に対する町の考え方
基本構想 将来像 まちづくりの目標について	いかにして住民を増やすかというまちづくりになっている。日常生活を明るく楽しいものにしていくことが目標となるべきで、このことが素案に見られない。	いかに住民を増やすかという視点だけではなく、現在住んでいる町民にとって住み続けられる環境、暮らしやすい環境を整えることも同様に大切であると考えております。このことについては、基本構想の第2章における「町民の生活環境デザイン」において「基本的な考え方」を示しております。こうした考え方を背景に、様々な分野に応じた施策や業務が行われており、これらが基本計画に網羅されています。日常生活を明るく、楽しく、豊かにしていくことは大切なことであると考えております。しかしながら、このことに関する町民ニーズは多種・多様であることから、これに応えるべくひとつの施策を立案することは困難であると思われまます。そのため、一つの施策としての打ち出しとはなっていないが、基本構想を受けた基本計画全体が、こうした方向に向いているということをご理解ください。
基本構想 将来人口の見通しについて	安全・安心の実感を高める施策、効果的な定住促進策を打ち出さないと、人口減少を食い止めることはできない。5万人の将来人口は絵に描いた餅になりかねない。48,000人とするほうが、町民の納得も得られると感じる。	将来人口の見通しについては、総合計画審議会の中でも議論をいただいたところです。少子高齢化が深刻な状況の中で、我が国の総人口が減少していく状況であることは理解しております。しかしながら他自治体との競争の中で、まちづくりを積極的に進め、住みやすい、住みたくなるまちづくりを進めていくことも必要であると考えます。本計画では新たに「重点施策」を加え、ここでは定住促進と安全・安心を重点施策に掲げ、行政施策の方向性をより明確に定めております。このことにより、各種の施策や事業を効果的に展開することを通じ、人口5万人を目指していくという考え方に基づくものでありますので、ご理解ください。
基本構想 将来人口の見通しについて	厳しい現実を踏まえ、どのように発展させるかが最も重要。平成35年における町民が5万という目標は、生半可な施策で達成できるものではないと思う。	同上
重点施策ほか 雇用の場について	町の発展には、町民が安心して継続的に働くことのできる場所を確保、創出することが基本となると思う。	ご意見の通り、働く場の確保と創出は町の発展にとって重要なことであると考えております。本計画における新たな取り組みとして、重点施策を設けました。この中の重点施策1における施策目標の中で、「就業機会の提供」を掲げ、このことについて積極的に取り組む必要があると考えております。
重点施策ほか 雇用の場について	雇用の場があることで、お金の循環が促進される。雇用の場をつくることは最大・最良の福祉事業である。人は労働により生きがいや、やりがい生まれると考えている。	同上
基本計画 指標について	指標が前計画の延長でマンネリ化している。総花的な項目を掲げるのではなく、町の発展につながるわかりやすい指標に絞ってはどうか。	総合計画においては、町の施策を網羅することも大切な役割であることから、前計画と変わらない部分が多くなること、総花的であることは否定できません。こうしたことから、指標についても前計画を踏襲したものが少なくありません。今回の策定過程において、指標については事例研究や審議会等の意見を踏まえ検討を重ねてまいりました。町としてもこの点についての課題意識を持っております。今回のご意見、策定過程を踏まえ、町行政における指標のあり方についても調査・研究を今後進める必要があると考えております。
基本計画 指標について	百分率の場合、( )を加えて数式として正しいものに。	ご指摘いただきありがとうございます。修正させていただきます。
基本計画 第1章 国際交流の促進と 産学官連携について	町の発展を加速するために、町民の努力に加え、外部の力を取り入れることはできないか。例えば、姉妹都市・友好都市との関係を交流から次の段階に進め、外国都市の強みを町に取り入れ、産業や企業の発展につながるような工夫がほしい。	国際交流事業につきましては、一層進む国際化に対応したまちづくりの推進と人材の育成、観光や伝統文化の情報提供等を図る上で必要な施策であると考えております。しかしながらご意見にあるとおり、産業や企業の発展につなげていくことが一つの課題となっています。そのため、今後の国際交流のあり方としては交流目的を明確にした上で、実効性や成果を求める展開が考えられます。こうした国際交流を積極的に進めていくことにより、多様な交流が広がり、その一つの成果として企業活動、ひいては地域経済の発展につながると思われまます。現時点では具体的な施策を掲げるには至っておりませんが、こうした考え方にに基づき、様々な工夫を取り入れた事業展開を模索してまいります。こうした取り組みの中から、町に良い影響をもたらす姉妹都市、友好都市の持つ強みを積極的に取り入れていきたいと考えております。
基本計画 第1章ほか 産学官連携について	地域医療の充実を図る大学連携、茨城大学、自衛隊、大手事業所等との更なる連携強化を。	産学官連携については、第1章第1節第6項「産学官連携」のほか、特に地域医療については第4章第2節第3項「地域医療体制の充実」に記載しております。今後も町民福祉の向上に向けて、連携強化、連携事業の拡充に努めてまいります。
基本計画 第1章 行政運営について (町資産の活用による新たな職場構築と支援)	民間で対応できるものは民間に積極的に移管する。今一度、町の業務全般を対象に、民間活用に向けた分析が必要だ。	これまでも町では、行政改革大綱に基づき、行政評価等を通じて事務事業の改善に取り組んでまいりました。また、第1章第2節第2項「民間活力の積極的活用」に記載のとおり、民間活力の活用を一層推進する必要があります。今後も継続して、町業務を評価し、見直すべきものは民間活用を含めた改善を進める必要があると考えております。

意見のあった事項	意見の概要	意見に対する町の考え方
基本計画 第1章 行政運営について (財政健全化につながる町職員採用について)	大きな支出を要するものに工事があげられる。これについて、正しい評価ができる職員をどう育成するのか。他の市町村等では大手ゼネコン等の退職者を招へいする例があるようだ。こうした予定はあるか。	職員の能力開発や人材育成を総合的に進める必要があるとともに、高度で専門性の高い業務に対応できる人材の確保を進める必要があります。こうした人材の確保は既に行われております。今後についても、必要に応じて実施することとします。
基本計画 第1章 財政の健全化について	固定資産税が減少傾向にある。このことは町の魅力や活気が不足しているからであり、不動産価値を上げることに繋がる施策が必要。	固定資産税額は歳入総額の約2割となっており、重要な財源となっています。ご意見のとおり、町の魅力や活気を高めるための施策を展開することが大切であると考えております。本計画では重点施策を二つ設け、定住促進を図ること、安心の実感を高めることを掲げています。このために必要な各種事業を効果的に展開し、町の魅力と活気の向上につなげることを意図しています。
基本計画 第1章 財政の健全化について	予算管理は重要。「費用対効果を明確にする」との記載があるが、その具体的方策が示されていない。	費用対効果の検証については、各担当部署においても当然のことながら進めていることはもとより、町では組織的に実施しているところです。具体的に申し上げますと、第1章第1節第1項「行政運営」の個別施策「行政経営の確立」における行政評価運営事業や行政改革推進事業により、内部評価だけでなく外部からの視点も含めた施策評価、事務事業評価を実施しています。また、同章第2節第2項「財政の健全化」の「効果的・効率的な財政運営」における予算編成事業、さらには総合計画の進行管理のなかで策定する「3ヶ年実施計画」は予算編成方針となるもので、費用対効果を踏まえた中で事業を査定するものです。今後もこうした取り組みを通じて、財政の健全化に努めてまいります。
基本計画 第1章 財政の健全化について	全町の均等な発展、整備、維持管理は、財政面を考えると困難であると思われる。大幅な削減の必要性があると思われる。	町の課題として、効率的で健全な財政運営を堅持することがあげられます。そのためには、削減を図るべきところがある一方で、中長期的な視点で投資的な経費が必要となるものがあると考えます。この判断については、効果や効率性をよく検討した上で、健全かつ持続可能な財政運営を念頭になされるべきものと考えております。
基本計画 第1章 財政の健全化について	コンパクトシティ(市街地の集約)化等の大胆な改革、こうした地域への集中投資、不要となった施設等の売却・賃貸等を進めるべき。	コンパクトシティ化等については、本計画期間である10年の中で、町民の広い合意を得た政策として取り組むことは、現実的に困難だと思われまます。しかしながら、財政状況を顧みない不適切な投資は避けるべきであるとともに、適正な歳出を図る上で、売却・賃貸等を進めていくことが望ましいものについては、これを進めてまいります。
基本計画 第1章 財政の健全化について	対投資効果を徹底し、我田引水の提案を防ぐことによる支出抑制すべき。	市街地整備に伴う投資に関しては、基本構想中で示している土地利用の中長期的なあり方、健全かつ持続的な財政運営に基づき、適切かつ効果的に行われるべきものであると考えております。
基本計画 第1章 財政の健全化について	長期的な取り組みとして、利便性の高い地域への自主移動を促すことを検討してはどうか。	地形的な制約が少ないため居住地が広範となっている本町において、自主移動を促すことは困難であると考えます。しかしながら、昨今ではこうした取り組みの必要性が言われていることも事実です。このことについて現時点では、どのように取り組むべきかの考えは持ち合わせておりません。今後、学術研究や先進事例を注視しながら、調査・研究していく必要があると考えております。
基本計画 第1章 財政の健全化について	隣接市町村との施設や業務の共同化を拡大し、経費節減を図るべき。	公共施設の共同利用や事務事業の広域化については、第1章第2節第7項「広域行政の推進」に記載の通り、既の実施しており、今後も分野を拡大していく考えにあります。こうした取り組みを通じ、業務や施設利用の効率化を図り、財政の健全化に寄与していきたいと考えております。
基本計画 第1章 窓口サービスの向上について	窓口を一か所に集約し、利用者の利便性を高めてほしい。	町では利便性の向上を実現するため、平成22年から役場本庁舎に総合窓口を開設し、各種証明書発行を中心に窓口のワンストップ化を図りました。しかしながら、多様かつ多数の業務を扱う町役場すべての窓口を一つにするには、物理的にも困難な面があります。こうした制約の中にあっても、サービスの向上を継続的に進めてまいりますので、ご理解ください。
基本計画 第1章 情報化の推進について	ケーブルテレビ、光ケーブル等の整備・充実を進めてはどうか。	わが国の施策として通信サービスの質向上と高度化を図ることを目指し、通信の自由化と日本電信電話公社の民営化が進められた経緯があります。その後の通信インフラの整備については主に民間事業者がこれを担ってまいりました。今日までに町のほぼ全域において光ケーブルのサービスを受けることができるようになりました。これまでの経過、現状を踏まえると町が自ら通信インフラの整備・充実を図る必要はないものと考えます。
基本計画 第2章 健康づくりについて	急速に増える高齢者が寝たきり状態にならないよう、体力維持と気力向上につながる施策を。医療費の削減につながる施策を。	本計画書において、高齢者をはじめとする方々の生きがいのある生活、自立した生活を目指すこと、また、医療費の削減についても第2章を中心に各所において触れております。ご意見いただいた内容は重要な施策であり、しっかりと取り組む必要があると考えております。
基本計画 第2章 高齢者介護について	高齢者がますます増えていくことが見込まれる時代にあつて、誰もが安心して介護が受けられる町になってほしい。	高齢社会における介護問題を解決する制度として介護保険制度があります。町では、この制度の健全な運営とサービスの充実を努めております。併せて、健康づくりや介護予防を図る取り組みも重要と考えております。このことについては、第2章第1節第4項「介護保険制度の適正な運営」のほか、同節各項において考え方を示しており、これに従った施策展開を図ることとします。
基本計画 第2章 高齢者介護について	高齢者の自立した生活を支えるリハビリやケアに力を入れてほしい。	支援を必要とする高齢者にとって、住み慣れた家庭や地域で生活できること、尊厳を持って自立した日常生活を送ることが大切であると考えております。そのために必要なサービスの中にリハビリやケアが含まれると思われまます。このことについては主に、第2章第1節第4項「介護保険制度の適正な運営」に考え方を示しており、これに従った施策展開を図ることとします。

意見のあった事項	意見の概要	意見に対する町の考え方
基本計画 第2章 地域福祉の推進について	行政と町民に役割があることは理解するが、町民がこの役割を果たすために、行政としてどういう行動をするのか。町民の活動や協力を得るためには、行政と町民の役割をつなぐ行動が必要ではないか。	基本構想の「まちづくりの基本目標」のひとつに「人がつながるまちづくり」を掲げ、「自助・共助・公助により、町民と行政との信頼関係を深め、役割と責任を分かち合い、協働のまちづくりを目指す」としています。地域福祉の推進にあたっては、まさにこの考え方に基づいて取り組んでいるところです。行政と町民の役割をつなぐ行動については、地域福祉における個別計画となる「地域福祉計画」の中で具体的な取り組みを示していくこととしています。
基本計画 第2章 地域福祉の推進について	地域福祉計画推進について、福祉ネットワークづくりの目標設定、お互いが助け合う地域づくりに向けて、地区座談会後はどのように展開していくのか。	各行政区の運営において、各地域には何らかのネットワークが存在しています。地域の強みや弱み、課題等を住民が共通認識し、これらのネットワークを強化し、できることから取り組んでいくことで、より良い地域になっていくものと考えます。地区座談会は、そのきっかけづくりとして開くものです。地域の中での話し合いや行動計画の検証などを、継続していくことが大切であり、今後も、町や社会福祉協議会が地域と連携して取り組んでいきます。
基本計画 第2章 地域福祉の推進について	町内福祉ボランティアの割合の推移について、何を基にしたデータ、%なのかがわからない。	町内にある福祉ボランティア団体のうち、町民活動センターに登録されている団体に所属する人数を町の人口で除したものとなります。説明を加えることを念頭に対応させていただきます。
基本計画 第2章 学校教育の充実について	小中一貫教育の推進を通じた教師の質向上、生徒間の競争を高めること。	町は一貫した義務教育の推進を目指し、小中学校間の連携を図るとともに、教師の交流を行う等、他市町村に先駆けてこれを実施してきました。このことを通じ、小中学校の教師がお互いの理解を深めるとともに、研鑽を図る場として機能してきたことにより、教師の質向上とともに、児童生徒にとって望ましい教育の提供に努めてきました。「小中一体型」の施設整備や現在の校舎をそのままに校名を統一して連携を強化する「小中分離(連携)型」と呼ばれる手法により小中一貫教育を進める例が他市町村で見られます。町はこうした手法ではありませんが、目指すものやその取り組みについては他市町村と大きな違いはありません。従いまして、町で既に定着している現行の方法の中で、目的を果たしていきたいと考えております。また、「生徒間の競争を高めること」については、競争によってもたらされる学力向上や運動能力の向上を期待することがご意見の趣旨かと思われます。これについても、現行の方法の中で、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。
基本計画 第2章 生涯学習について	「ふれあい地区館」活動は、66行政区とも参加しているのでは。11地区とは「地域福祉ネットワーク」の実施状況のことか。	指標の11地区とは展開方針に記載のとおり、「届ける生涯学習」を理念として行う、地区の集会施設に出向いて行われる「ふれあい地区館」活動を指します。
基本計画 第2章 文化芸術活動について	文化・芸術施設の充実を。	文化・芸術施設については、本総合計画の計画期間である10年において、新たに建設することについては困難であると考えております。しかしながら、町の取り組みとしてこうした活動を推進する必要があることから、現在ある施設を最大限に活用し、各種事業に取り組んでまいります。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	交通体系・公共交通の将来を考えるとJR荒川沖駅東側を町に編入することを中長期的な視野で考えてはどうか。	市町村の境界変更については、地方自治法第7条に規定されております。境界の変更を実現するためには、茨城県への申請の上、茨城県議会の議決が必要となります。また、申請にあたっては、土浦市との協議を経て、土浦市及び阿見町の議会の議決を要することが同条第6項に定められています。したがって、当該地が属する土浦市の民意を欠かすことができないとともに、このことについての公共性と意義について、県民の理解を得る必要があります。こうしたことから、現実的には実現の可能性は低いものと考えます。しかしながら、町では、デマンドタクシー「あみまるくん」の乗り入れを実現し、町民福祉の向上を図った例があります。編入とはなりません。このような町民の利便性を向上する施策展開を模索する意義はあると考えております。町はこうしたことに取り組んでいきたいと考えております。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	通勤・通学において、JRへ接続する便を利用しにくい地域が多い。役場を中心とした体系となっている。	JRへの接続をはじめとする公共交通体系については、様々なご要望をいただいているところです。交通体系において主たる役割を果たす路線バスは、民間のバス事業者により運行されており、この事業の性格上、利用者数に応じた路線や便数の設定にならざるを得ない面があります。県や町でも運行支援等を行っておりますが、年々利用者数が減少していることを背景に、便数が減少しています。このような状況では、路線バスの拡充は現実的には難しいところがあります。町では、こうしたことを背景に、デマンドタクシー「あみまるくん」の運行や、JR荒川沖駅への乗り入れを実現してきたところです。公共交通については、町だけで解決できることに限りがあります。町民ニーズの把握に努め、交通事業者や国・県などの関係機関で構成される「阿見町公共交通活性化協議会」において、公共交通の改善に努めていきたいと考えておりますので、ご理解ください。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	バス路線の拡充(荒川沖駅、土浦駅との連絡)やデマンドタクシーとの連携を。	民間事業者によるバス路線については、利用者の減少に伴う経営上の厳しさもあり、廃止や便数の減少が見られます。これに対し町では、これまでも県等との連携により運行支援や働きかけを行ってきました。しかしながら、現状は大変厳しいものとなっておりますが、引き続き取り組む必要があるとともに、デマンドタクシー等を含めた公共交通体系の構築を進めてまいります。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	コミュニティバスを導入すると便利になるのではないか。	運行路線が定められているコミュニティバスは、バス路線沿いの利便性が高まるものの、そのほかの地域ではバス停まで移動する必要があることから、体の不自由な方にとっては不便となる側面があります。また、他市町村の事例等を踏まえると、人口が密集していない地域においては利用効率が低くなってしまいう問題があります。コミュニティバスについては町でも検討を行った経緯があり、平成21年度には社会実験を行っています。しかしながら、その利用状況等を踏まえた検討の結果、デマンドタクシーが適切であるという判断に至りました。また町では、昨今の少子高齢化の進行や、町民ニーズの多様化等の影響を受ける中、町内の公共交通の総合的な改善を図るため、平成22年3月に「阿見町地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の活性化及び再生に取り組んでいるところであります。いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。

意見のあった事項	意見の概要	意見に対する町の考え方
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	現状8,036人/年に対し、平成30年8,600人/年の乗客数はほぼ横ばいで、利用率が低い。これからは高齢者や交通弱者の増加が見込まれることから、思い切った目標、例えば年2万人位の高い目標を掲げ、それを実現する施策を立案してもらいたい。	デマンドタクシー「あみまるくん」は当初2台で運行を始めましたが、多くの利用希望を受け、高い稼働率での運行が続いておりました。このような状態では、利用希望に添えないことが多々生じてしまうことから、平成24年度から増車による対応を図りました。現在は概ね適切な稼働率の下、安定した運行が実現しております。今後の需要を想定すると年間8,600人が目標値として適当であるとともに、現在の3台体制で対応できるものと考えております。また、公共交通施策においては行政だけでなくバスやタクシー等事業者の役割も少なくありません。主体間の連携の下、各々が役割を果たす必要があります。したがって、町事業であるデマンドタクシーの利用者を単に増やす施策が望ましいとは言えないところがあります。こうした主体間が協議する場となる「阿見町公共交通活性化協議会」において今後、いただいたご意見を参考にさせていただくとともに、利用促進を図る取り組みを継続してまいります。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	路線バスが減便された。バス事業者だけの努力には限界がある。利用拡大に向けた自治体と事業者が一体となった取り組み例があるものの、阿見町では見えてこない。事業者に対する要請活動、町民に対する啓発活動だけでなく、具体的に何をすべきかを考える必要がある。	ご指摘のとおり公共交通を取り巻く環境は、当町ばかりではなく他の自治体でも厳しい状況があります。そのため、各自治体では地域の状況に応じ公共交通施策を進めているものと思います。ご指摘いただきました利用拡大については、町にとっても大きな課題であります。ご意見については今後の参考とさせていただくとともに、具体的施策については、茨城県の公共交通における各施策との連携を図るとともに、町の実情を踏まえた展開となるよう「阿見町公共交通活性化協議会」において検討してまいります。
基本計画 第3章 交通体系・公共交通について	バス路線から歩ける範囲に公共施設、医療施設、買物施設のを充実させてはどうか。	新たに立地するものについては、こうした考え方により整備することが必要であると考えます。しかしながら、現存する公共施設をあえて移転することについては、費用面などから現実的ではないと思われまます。また、民間による建築活動を誘導することについては、土地利用規制等により一定の効果が期待できるものの限界があります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
基本計画 第3章 農業の振興について (大規模化・ブランド構築・雇用拡大)	会社組織による大規模な農産物生産による、阿見町ブランドの構築を。雇用の拡大が望めるのでは。	ご意見については、ひとつの農業施策として有効なものと思われると思います。しかしながら、大規模化にあたっては農地を集積することが必要となりますが、これについては多くの問題があり、これらを解決することが先決となります。農業振興については、第3章第3節第1項の現状と課題に記載のとおり、農業の活性化と所得向上を図ることが大切であると考えております。このために有効な施策を展開していくこととなりますが、大規模化やブランド化についても取り組みの参考とさせていただきます。
基本計画 第3章 商業の振興について (企業誘致)	どの自治体でも企業誘致を掲げている。国内のみならず海外とも競争することになる。相当な努力が必要。また、現在町にある企業の転出を想定する必要がある。	ご意見の通り、企業誘致については厳しい競争にあることを認識しております。また、企業の転出に関しては、これまでも本町では事業所の規模縮小による影響を受けた経験があることから、企業誘致と同様、町内企業との良好な関係を維持することが大切であると認識しております。その上で、第3章第3節第2項「商工業の振興」を中心に、第2章の福祉・教育施策や第4章の安全・安心の確保と連携した施策展開を図ってまいります。
基本計画 第4章 地球環境の保全について (エネルギー施策と雇用促進)	再生可能エネルギーを生産する一大拠点の構築、育成を。雇用にもつながると思う。(バイオマス、太陽光、水素生産、ごみ焼却の排熱利用、研究機関の育成)	再生可能エネルギーに関する取り組みについては、第4章第3節第1項「地球環境の保全」における個別施策「地球環境保全の推進」の展開方針において、「再生可能エネルギーの導入を推進します。」として触れております。既に実施している民間事業者との協働や補助制度等の事業実績を踏まえ、今後の施策展開、事業展開を見定めていくこととなりますが、財源調整の中で町が大きな投資を伴ってこれを実施することは難しいと考えております。国の施策動向や民間事業者の意向等を踏まえ、最適な手法をもって施策を推進したいと考えております。
その他 提案 婚活事業について	町主催で婚活事業を行ってはどうか。	効果的な婚活事業を行うには、多くの登録者、多数の参加を得ることが必要です。このためには市町村が単独で行うよりも、広域的に開催することが望ましいと町は考えております。茨城県においては、県と(社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した「一般社団法人いばらき出会いサポートセンター」により婚活事業が行われております。登録者は3千名を超えるとともに、平成18年の設立以降、1,000組を超える成婚という効果をあげております。今後についても引き続き、県やセンターと協力して取り組んでいきたいと考えております。
その他 提案 市制移行について	将来の夢がほしい。その夢の達成に向けた行程、段階について、考えられるものを描いてほしい。(夢の例:JR荒川沖駅東口の編入、市制移行)	対処しなくてはならない課題が山積していることもあり、大きな夢を打ち出すことができないことについてはもどかしい面があります。しかしながら、こうした課題を着実に解決していくことは新たな時代につなげる現世代の責務であるとともに、町民生活の向上にとって大切なことであると考えております。特に本計画では、安全や安心の確保に努めるとともに、町の魅力を高めることにより、定住促進につなげることを重点施策として掲げています。大きな夢を掲げることにはできませんが、着実な発展を遂げるための礎を築く重要な期間と捉え、まちづくりを進めてまいります。なお、市制移行については町民討議会等でのご意見もいただいておりますが、計画期間である向こう10年間の中での実現は困難であると考えております。(JR荒川沖駅東口の編入については別項にてお示しいたします。)
その他 策定過程 役場内部での策定作業について	素案について、企画財政課だけでまとめたものか。役場内の意見を基にしてまとめたものか。	素案作成にあたっては、町民の方々からの意見を取り入れることに努めてまいりました。また、役場内においても、文案作成をはじめ、担当部署の協力を得ながら進めてまいりました。意見収集に関して一例をあげると、策定作業の初期の段階で実施した「職員インタビュー」において、若い職員の意見を取り込むことに努め、ここで得られた意見やキーワードは、特に基本構想において活用させていただきました。

意見のあった事項	意見の概要	意見に対する町の考え方
<p>その他 計画の公表 議会と町民への公表について</p>	<p>今後、素案をどのようにして、議員、町民に示していくのか。</p>	<p>これまでの策定過程においても、議会の協力を得ながら進めてまいりましたが、基本構想については条例に従い、議会の議決を求めることとなります。これに先立ち、基本構想だけでなく基本計画を含めた第6次総合計画について説明をいたします。また町民の皆様については、町民意向調査や町民討議会を通じ、多くの方のご意見を伺うとともに、これらを反映することに努めてまいりました。今回のパブリックコメントは素案に対する意見をいただく機会として実施したものであり、ここでいただいた意見を参考にした修正を加え、議会に諮る予定としております。なお策定後のPRについては、計画の概要を全戸配布するとともに、町ホームページを通じて公表してまいります。</p>
<p>その他 計画の公表 町民討議会参加者への対応について</p>	<p>町民討議会に参加した方に対しては、計画書の概要等を送付してもらいたい。</p>	<p>町民討議会参加者に対し、計画書の概要版を郵送する予定としています。これとは別に町内全世帯に対し、簡易な概要版をお送りする予定としています。</p>

その他 高齢者の介護に従事される方々の厳しい職場環境に触れ、感謝の意を表す意見がありました。